

### 相談支援専門員の実務要件

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
①相談支援業務  日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	(1) 平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間 イ. 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ロ. 精神障害者地域生活支援センター	通算 3年以上
	(2) イ. 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ロ. 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場 ハ. 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設（旧身体障害者更生施設、旧知的障害者更生施設、旧精神障害者社会復帰施設、旧指定居宅介護支援事業所） ニ. 次のいずれかに該当する者が従事する保健医療機関 ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・国家資格等（※1）を有している ・上記イからハに掲げる従業者及び従業者の期間が1年以上である者 ホ. 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、旧障害者雇用支援センター ヘ. 特別支援学校	通算 5年以上
②直接支援業務  入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務	(1) イ. 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧身体障害福祉ホーム、旧身体障害者福祉センター、旧精神障害者社会復帰施設、旧知的障害者デイサービスセンター、旧知的障害者更生施設、知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設、旧知的障害者通所寮、旧知的障害者福祉ホーム ロ. 障害者福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ハ. 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所	通算 10年以上
③有資格者	(1) 次のいずれかに該当する者が、上記②のイからハに掲げる業務に従事する場合 ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・児童指導員任用資格者 ・保育士 ・精神障害者社会復帰指導員任用資格者	通算 5年以上
	(2) 国家資格等（※1）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記①及び②に掲げる業務に従事する場合	通算 3年以上

（※1）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（※2）「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上